

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行について

健康保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第26号。以下「改正法」という。)、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成25年政令第164号。以下「改正政令」という。)及び健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第75号。以下「改正省令」という。)が本日公布され、一部の内容を除き、同日から施行することとされたところであるが、これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

なお、このほか、第二の第1の一、二及び第三の第1に関する改正事項その他改正法、改正政令、改正省令の施行については、追って通知などをする予定である。

また、貴協会におかれては、平成24年7月に制定された「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」等に基づき、後発医薬品の全国的な使用促進をはじめ、レセプト点検、保健事業(特定健康診査、特定保健指導)の推進等により、更なる医療費の適正化を推進し、財政の安定化に向けて努力されたい。

記

第一 改正の趣旨

医療保険制度の安定的運営を図るため、全国健康保険協会に対する国庫補助割合に係る特例及び後期高齢者支援金の負担方法に係る特例をそれぞれ平成26年度まで2年間延長する等の所要の措置を講ずるものであること。

第二 改正法の主な内容

第1 健康保険法(大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)の一部改正(改正法第1条関係)

一 健康保険の保険給付に関する事項(健康保険法第1条及び第53条の2関係)

健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷について、労働者災害補償保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務(被保険者の数が5人未満

である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって厚生労働省令で定めるものを除く。)に起因する疾病、負傷又は死亡を除き、健康保険の給付対象とすること。

二 厚生労働大臣の権限に係る事務の全国健康保険協会（以下「協会」という。）への委任に関する事項（健保法第204条の7及び第204条の8関係）

厚生労働大臣の事業主に対する命令並びに質問及び検査を行う権限に係る事務を協会に委任すること。

三 国庫補助の特例に関する事項（健保法附則第5条の3関係）

協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者の療養の給付等に要する費用の額に対する国庫補助率について、平成25年度及び平成26年度においては、16.4パーセントとすること。

四 準備金の特例に関する事項（健保法附則第8条の5関係）

協会の準備金について、平成25年度及び平成26年度においては、積み立てることを要しないこととすること。

第2 船員保険法（昭和14年法律第73号）の一部改正（改正法第2条関係）

厚生労働大臣の船舶所有者に対する命令並びに質問及び検査の権限に係る事務を協会に委任すること。

第3 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の一部改正（改正法第3条関係）

平成25年度及び平成26年度の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定において、その額の3分の1を被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすること。これに伴い、前期高齢者納付金等の額の算定について所要の規定を設けること。

第4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正（改正法第4条関係）

平成25年度及び平成26年度において、組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金等の納付に要する費用に対する国庫補助割合については、健康保険法による健康保険事業に要する費用に対する国の補助の割合及び組合の財政力を勘案し、政令で定めるものとする。

第5 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部改正（改正法第5条関係）

都道府県単位保険料率の調整を行う期限を、平成32年3月31日までの間に延長すること。

第6 施行期日等

改正法は、公布の日から施行することとしたこと。ただし、第1の一は、平成25

年10月1日から施行することとしたこと。

なお、第1の一の施行に当たっては、健康保険法による保険給付で、平成25年10月1日より前に発生した事故に起因する業務上の事由による疾病、負傷又は死亡に関するものについては、なお従前の例によるものとしたこと。

第三 改正政令の主な内容

第1 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部改正（改正政令第1条関係）

- 一 健康保険組合の準備金の積立て額の基準について、医療給付費相当分については3か月分、後期高齢者支援金等相当分については1か月分とすること。（健康保険法施行令第29条及び第46条関係）
- 二 協会の準備金について、平成25年度及び平成26年度においては、積み立てることを要しないこととするに伴い、所要の規定の整備を行うこと。（健康保険法施行令附則第7条関係）

第2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部改正（改正政令第2条から第4条まで及び第6条関係）

平成25年度及び平成26年度において、各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定においてその額の3分の1を被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることに伴い、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令、健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び平成25年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令について、所要の規定の整備を行うこと。

第3 健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第63号）の一部改正（改正政令第5条関係）

- 一 都道府県単位保険料率の調整を行う期限を延長することに伴い、所要の規定の整備を行うこと。（健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第2条、第6条及び第7条関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。（健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第3条関係）

第4 施行期日

改正政令は、公布の日から施行することとしたこと。

第四 改正省令の主な内容

- 第1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「健保則」という。）の一部改正（改正省令第1条関係）
- 一 協会の定款に定める事項に健保法第198条の規定に基づく立入検査等に関する事項及び健康保険委員に関する事項を加えること。（健保則第2条の2関係）
 - 二 健保法第53条の2の厚生労働省令で定める業務を当該法人における従業員が従事する業務と同一であると認められるものとする。こと。（健保則第52条の2関係）
 - 三 協会の準備金について、平成25年度及び平成26年度においては、積み立てることを要しないこととする。ことに伴い、所要の規定の整備を行うこと。（健保則附則第1条の4関係）
 - 四 厚生労働大臣の事業主に対する命令並びに質問及び検査を行う権限に係る事務を協会に委任することに伴い、所要の規定の整備を行うこと。（健保則様式第25号関係）
- 第2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条関係）
- 厚生労働大臣の船舶所有者に対する命令並びに質問及び検査の権限に係る事務を協会に委任することに伴い、所要の規定の整備を行うこと。
- 第3 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和47年厚生省令第11号）の一部改正（改正省令第3条関係）
- 改正政令第2条において、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第14条の2が改正され、同令附則第14条の3の規定が新たに設けられたことに伴い、組合別財政力指数について、所要の規定の整備を行うこと。
- 第4 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成19年厚生労働省令第140号）の一部改正（改正省令第4条関係）
- 高齢者医療確保法附則第13条の5の2から第13条の5の5まで並びに附則第14条の5及び第14条の6の規定が新たに設けられたことに伴い、所要の規定の整備を行うこと。
- 第5 全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成20年厚生労働省令第144号）の一部改正（改正省令第5条関係）
- 協会の準備金について、平成25年度及び平成26年度においては、積み立てることを要しないこととする。ことに伴い、所要の規定の整備を行うこと。
- 第6 健康保険法施行規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第50号）の一部改正（改正省令第6条関係）

- 一 協会の準備金について、平成25年度及び平成26年度においては、積み立てることを要しないこととするに伴い、所要の規定の整備を行うこと。(健康保険法施行規則の一部を改正する省令附則第6条の3関係)
- 二 都道府県単位保険料率の調整を行う期限を延長することに伴い、所要の規定の整備等を行うこと。(健康保険法施行規則の一部を改正する省令附則第8条の2関係)

第7 施行期日

改正省令は、公布の日から施行することとしたこと。ただし、第1の二に関する事項については、平成25年10月1日から施行することとしたこと。

第8 経過措置

改正省令による改正前の健康保険検査証及び船員保険検査証は、当分の間、改正省令による改正後の健康保険検査証及び船員保険検査証とみなすこととしたこと。(改正省令附則第2条及び第3条関係)